

令和4年第2回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月24日(木) 午前9時30分～10時35分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (9名)

1 番	豊増 文夫	2 番	坂元 兼一
3 番	山内 美千代	4 番	
5 番	田畑 和成	6 番	赤崎 敬一郎
7 番	小西 義彦	8 番	南原 美奈子
9 番	吉留 義晃	10 番	池山 準一

(2) 推進委員 (4名)

11 番	12 番	13 番	
14 番	15 番	16 番	
17 番	18 番	19 番	
20 番	21 番	22 番	徳留 伸一
23 番	24 番	25 番	満園 和徳
26 番	27 番	28 番	上屋敷 守
29 番	30 番	31 番	
32 番	33 番	34 番	楠元 伸一
35 番			

(3) 職員 (5名)

事務局長	出水 隆
局長補佐兼農地係長	
農地係主幹	山下 順子
農地係主事	上西 雅人
農政課農業振興係主事	永江 優理
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (1名)

4 番 前野 浩司

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (4件)
- (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請について (1件)
- (3) 議案第3号 農地法第5条許可申請について (1件)
- (4) 議案第4号 農業振興地域内農地利用計画の変更案に係る意見について (1件)
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画について (34件)
- (6) 議案第6号 非農地証明願について (2件)
- (7) 議案第7号 非農地判断について (7件)

6 その他

事務局長 ただ今から令和4年第2回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございました。
それでは、本日の出席人員報告をいたします。
本日は、4番前野浩司委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中9名で定足数に達していますので、総会は成立しております。
なお、推進委員につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策として出席者の人数を制限するため、議案に係りのある推進委員のみの出席という措置をとりました。したがって、本日の出席推進委員は、22番 徳留委員、24番 満園委員、27番 上屋敷委員、32番 楠元委員の以上4名の方に出席をいただきました。
以上で出席人員の報告を終わります。それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) それでは、審議を開始します。
本日の議事録署名者の指名をいたします。
議事録署名者は、7番 小西義彦委員、8番 南原美奈子委員をお願いいたします。
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
発言の際は挙手し座席番号を言い、議長の許可を得て、起立し発言くださるようお願いします。次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 「会務報告の朗読及び説明」

議長 ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
無いようですので、会務報告を終わります。
それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の1ページ2-1番から2ページ2-5番までを議題といたします。
事務局の議案の説明をお願いします。

事務局(上西) 議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明
申請番号2-3番については、取下げがあった旨の報告
2-1番 所在：虎居字 [] 番，地目：畑，農振農用地区域外，面積 [] m²，所有権移転の売買
2-2番 所在：久富木字 [] 番，地目：田，農振農用地区域内，面積 [] m²，所在：久富木字 [] 番1，地目：田，農振農用地区域内，面積 [] m²，所有権移転の贈与
2-4番 所在：中津川字 [] 番5，地目：畑，農振農用地区域外，面積 [] m²，所在：中津川字 [] 番1，地目：畑，農振農用地区域内，面積 [] m²，所在：中津川字 [] 番1，地目：畑，農振農用地区域内，面積 [] m²，所有権移転の売買
2-5番 所在：中津川字 [] 番，地目：田，農振農用地区域内，面積 [] m²，所在：中津川字 [] 番1，地目：田，農振農用地区域内，

面積 [] m², 所在：中津川字 [] 番 1, 地目：田, 農振農用地区域内, 面積 [] m², 所在：中津川字 [] 番 1, 地目：田, 農振農用地区域内, 面積 [] m², 所在：中津川字 [] 番 1, 地目：田, 農振農用地区域内, 面積 [] m², 所在：中津川字 [] 番, 地目：畑, 農振農用地区域外, 面積 [] m², 所在：中津川字永山 [] 番 2, 地目：畑, 農振農用地区域外, 面積 [] m², 所有権移転の贈与

以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。2-1 番から 4 番をお願いします。

事務局
（上西）　　担当推進委員は、楠元委員以外は欠席ですので、2-1, 2-2, 2-4 については、担当推進委員に事務局で聞き取りをいたしましたので説明します。

2-1 です。 [] さんは、畜産農家です。今後牛の頭数を増やす予定があり、今回 [] さんから購入される農地の周辺はすべて [] さんが耕作されている畑で、対象農地への進入路は無いとのことですが、特に問題はないということでした。

2-2 です。 渡人の [] さんは、受人の [] さんのおばさんであり親戚関係で、 [] さんは大阪に居住されていて、耕作ができないため、贈与することになったようです。境界及び進入路は特に問題ないということでした。

2-4 です。 3 筆うち 1 筆は、現況が原野となっておりますが、令和 2 年度に非農地判断している農地ではありますが、受人の [] さんに確認したところ、耕作されるとのことで今回申請に至ったそうです。境界及び進入路は特に問題ないということでした。

議長 　　2-5 番をお願いします。

32 番委員 　　申請番号 2-5 について補足をします。

[] さんは、 [] さんのお父さんであり、年齢が 90 歳と高齢であるということで、今回の申請に至ったようです。現在も、田んぼも畑も、兼久さんが田んぼは水稲、畑は野菜を毎年植えてありまして、管理されていて特に問題はありませんでした。

議長 　　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

（なしの声）

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 2-1 番, 2 番, 4 番, 5 番は、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 2-1 番, 2 番, 4 番, 5 番は、許可することに決定いたします。

議長 　　次に、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 3 ページ 2-1 番を議題といたします。

なお、5 ページの議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、関連がありますので、一括してご審議くだ

さるようお願いいたします。

本案件は、 農業委員に関わる議事参与制限の案件でありますので、 農業委員の退室をお願いいたします。{ 農業委員退室}
事務局の議案説明をお願いいたします。

事務局
(上西)

議案第2号「農地法第4条許可申請について」の2-1番について説明
申請番号2-1番

所在：鶴田字 番4，地目：畑，農振農用地区域内， m²，所在：
鶴田字 番5，地目：畑，農振農用地区域内， m²，地種：農振
農用地区域内農地，形態：転用，用途：牛舎等用地，施設：牛舎，堆肥舎，
飼料用倉庫，施設面積：3棟合計1075.32 m²，申請理由：申請地に，牛舎，
堆肥舎，飼料用倉庫を建築し，飼料置場を設置したい。

申請内容を審査したところ，申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し，提案するものであります。

関連部分の3ページ議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番説明

議長

ただ今の議案説明に関連しまして，担当推進委員の方から，補足説明をお願いいたします。

24番委員

現地につきましては，現況はだんだん畑で，そこを造成されて，申請理由にありますとおり，牛舎，堆肥舎，飼料倉庫を造りたいということで，現況では，何も問題はないのですが， 番4は，畑なのですが，3分1程度は山化しております，そこも併せて造成されるということです。

一応，同じ段にされるということで，現況では問題ないと思われませんが，造成され，牛舎等施設を造られた後の雨水排水は，本人さんに確認したところ，溜ますを設定されるということです。

議長

次に，農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について，事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(上西)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明

総合意見としまして，許可相当。ただし，申請地について，土地の用途区分変更の決定があった場合に限る。

なお，申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

本件につきましては，農振農用地区域内の案件であることから，県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を求める案件であります。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について，ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。無いようですので採決いたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の2-1番については用途区分変更の決定を条件として許可することに賛成の方，併せて議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は，用途区分変更を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので，議案第2号「農地法第4条許可申請について」の2-1

番については、用途区分変更を条件として許可することに決定いたしました。

なお、本件は、農振農用区域内の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

■■■■農業委員の入室をお願いします。{■■■■農業委員入室}

議長

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4ページ2-1番を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(上西)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2-1番について説明
所在：中津川字■■■■番6, 田, 農振農用区域外, ■■■■m², 地種：第2種, 形態：転用, 用途：牛舎用地, 施設：牛舎, 施設面積：540 m², 申請理由：申請地を譲り受け, 牛舎を建築したい。

申請内容を審査したところ, 申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し, 提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして, 担当推進委員の方から, 補足説明をお願いします。

32番委員

申請番号2-1について補足をします。

■■■■さんは, ■■■■さんのお父さんで, 今回■■■さんが就農され, 畜産をされるとのことで, ■■■■さんが使用されていた牛舎が古くなり, 新しい牛舎で畜産業をしていきたいということで今回の申請に至ったようです。資料の地図にありますとおり, 周辺に住家がありますが, いずれも空き家になっています。近所には, 牛舎もあります。近隣の方々には周知もされているということで, 今回, 牛舎を建てることによって, 汚水等が発生するのかと尋ねたところ, 「もみ殻を入れて, すべて持ち出すため, 汚水が流れることは無い」とのことでした。堆肥については, 近くに畑があり, これまでお父さんがされていたのと同じように, 畑に一時保管したいということでした。境界等問題はありませんでした。

議長

次に, 農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について, 事務局の説明をお願いします。

事務局
(上西)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明

総合意見としまして, 許可相当。

なお, 申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について, ご意見・ご質問はありませんか。

5番委員

2番の堆肥の保管について, 屋根を付けないといけないとか, 決まりがあるのでしょうか。

事務局
(上西)

堆肥の保管についての決まりは確認していません。

1番委員

私は畜産をしていれば, 野積は禁止です。一応屋根付きのところに保管

して、それから処分するということになっています。

一時的に置いておくというのがありますけれども、野積は禁止されています。

5 番委員 どれぐらいの面積になるのか。頭数も増えれば、量も増えるかと思いますが。今までと違って、増えるのかなと思ひまして、聞いたところです。

議長 委員の方で野積みに対して検討されたところはありませんか。

32 番委員 確認した際は、これまで通りの範囲でやるということでした。

5 番委員 これまでと同じであれば、良いのですけれども、量が増えればどうなのかなと。野積みをしている間に雨が降って、流れるようなことがあればいけないと思ひまして、聞いたところです。

9 番委員 堆肥については、使用用途によって、一時的に畑で保管されることがあると思います。ある程度、ねかす必要があると思います。

議長 一番心配されるのは、長期にわたって野積みしておくことは問題になるかと思ひます。頭数にもよりますから、周辺に及ぼす影響も高いと思われまますので、その辺について、再度、確認をしておいてください。シートで被うなりの対策が必要ではなかろうかと思ひます。今後、推進委員の方でも、注意しておいて、今後の総会の折に報告してください。

32 番委員 本人さんは、水稻を栽培してらっしゃいますので、田んぼの堆肥は入れてらっしゃるようです。また、確認して、次回報告します。

議長 ほかにありませんか。

25 番委員 今の件で、事務局にお願いしたいところですが、JAの畜産部に問い合わせすれば、飼育頭数に応じた堆肥舎の設備の決まりがあったかと思ひます。それと、野積みはできません。一時保管といっても無理ではないかと思ひます。そのあたりを、事務局で詳しく確認しておいてください。

議長 ほかにありませんか。

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2-1番については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2-1番は、許可することに決定いたしました。

議長 次に、6ページ議案第5号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について事務局の説明をお願いします。

事務局
(山下) 議案第5号「農用地利用集積計画について」の6ページ農用地利用集積計画書、7ページ集積計画総括表（所有権の移転）について説明

議長 それでは、議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の8ページ2-1番から4番を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (山下) 議案第5号「農用地利用集積計画の8ページ、2-1番、4番について朗読及び説明」

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転2-1番から4番については、妥当とすること賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転2-1番から4番については、妥当とすることに決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9ページ総括表及び10ページ2-1番から18ページ2-30番までを議題といたします。
事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 (山下) 議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9ページ総括表及び10ページ2-1番から18ページ2-30番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の2-1番から30番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の2-1番から30番については、妥当とすることに決定いたします。

議長 次に、19ページ議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (上西) 議案第6号「非農地証明願について」説明
2-1番 所在：二渡字■■■■番2，地目：畑，農用地区域外，■■■㎡，判定地目：雑種地，利用状況：耕作放棄地
2-2番 所在：柏原字■■■■番，地目：田，農用地区域外，■■■㎡，所在：柏原字■■■■番1，地目：田，農用地区域外，■■■㎡，所在：柏原字■■■■番4，地目：田，農用地区域外，■■■㎡，判定地目：原野，利用状況：耕作放棄地

議長 ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果をお願いします。2-1番お願いします。

22番委員 所有者の■■■■さんは東京にお住まいで、田畑についてはすべて親戚

に譲られていたのですが、この1筆だけが残っていたということでした。
現地を確認したら墓地の駐車場になっていました。だいぶ前からこの状態で、車も2台止められるかどうかという広さです。墓地につながる道路も狭いものですから、そのような形で利用されていたのだと思われます。

議長 2-2 番お願いします。

27 番委員 いずれの田んぼも、進入路に竹が生え、入れない状態でした。田も竹や低木が生え、利用できない、耕作するのは難しいと思われる状態でした。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第6号「非農地証明願いについて」の2-1番、2番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号「非農地証明願いについて」の2-1番、2番は、妥当とすることに決定いたします。

議長 次に、議案第7号として「令和3年度遊休農地現地調査による非農地判断について」を議題とします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (上西) 議案第7号、「令和3年度遊休農地現地調査による非農地判断について」説明

原野1筆、山林4筆、雑種地1筆、公衆用道路1筆の計7筆

議長 ただいまの議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号「令和3年度遊休農地現地調査による非農地判断について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第7号「令和3年度遊休農地現地調査による非農地判断について」は、妥当とすることに決定いたします。

議長 次に、「議案」その他ですが、委員の皆様より「議案」はありませんか。

(なしの声)

事務局より、何かありますか。

(ありません。)

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

議長 次に、会次第6の「その他」で、委員の方から何かありませんか。

(なしの声)

事務局より事務連絡はありませんか？

事務局 (事務局より連絡事項あり)

・総会等日程表の配布(4月～12月)

- ・ 推進委員名簿の配布（委員電話番号変更）
- ・ 利用権の終期が来る農地の取扱いについて

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

無いようですので、以上をもちまして令和4年第2回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____